

○厚生労働省告示第二百四十三号
 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定に基づき、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。
 平成三十一年四月二十六日
 厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(通則) 第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院（以下「学院」という。）において行う同令第六百九十五条に規定する技術者の養成及び訓練並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。 （入学資格） 第八条 (略) 2 手話通訳学科及び義肢装具学科に入学することができる者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で、総長が入学を許可したものである。</p>	<p>(通則) 第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院（以下「学院」という。）において行う同令第六百九十五条に規定する技術者の養成及び訓練は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。 （入学資格） 第八条 (略) 2 手話通訳学科に入学することができる者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学ことができ、かつ、二十歳以上の者で、総長が入学を許可したものである。 3 義肢装具学科に入学することができる者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で、総長が入学を許可したものである。 4 リハビリテーション体育学科に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による保健体育の高等学校教諭の専修免許状若しくは一種免許状を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると総長が認めた者で、総長が入学を許可したものである。 5 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第二百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものである。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>4 (略)</p>